

実施期間 : 令和元年8月26日から9月25日 提出者数 : 54名 意見数 : 157件

主な意見(要旨)	都の考え方
<p><b>【理念や考え方に関するもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーシャル・インクルージョンといった理念とソーシャルファームの違いを明確に区別するべきである。</li> <li>・障害者、被差別部落出身者、刑務所出所者等を、就労に困難があると認められる者として条例に位置付けてほしい。</li> <li>・ダイバーシティ、共生社会、ソーシャル・インクルージョン、ソーシャルファーム、SDGsの理念に基づき条例を策定することは重要であり、賛同する。</li> <li>・条例案の考え方が、一般の方に分かりやすく、画期的なものであり、「すべての都民の就労の支援」は、いい特色である。</li> <li>・ドイツ、韓国など先進的に進めている国のソーシャルファームの実情を調査し条例に是非いかしてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例案の策定にあたり、ソーシャルファームやSDGsの理念について、都民の方々にも分かりやすい表現となるよう工夫していきます。</li> <li>・条例案や施策の検討にあたっては、御意見を参考とさせていただきます。</li> <li>・海外の事例も参考として「条例の基本的な考え方」を作成しました。施策の検討にあたっても参考としていきます。</li> </ul>
<p><b>【都民や事業者への支援に関するもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援を包括的にすすめることは、高く評価されるが、理念で終わらせることなく、実効性があるものにする必要がある。</li> <li>・犯罪や非行をした人、障害者、LGBT等の性的マイノリティを、就労に困難があると認められる者として位置付け、支援対象とし、それぞれに応じたきめ細かな支援をしてほしい。</li> <li>・職業訓練について、ニーズに応じた能力開発の機会の提供が必要である。</li> <li>・ソーシャル・インクルージョンの考え方に立って実施する就労支援は、年代、性別、障害の有無に係らず、全ての都民にとって重要である。</li> <li>・就労に困難を抱える人たちへの実情に配慮した支援に必要なことは、住居支援や生活支援などでサポートして、安心して就職活動に取り組めるようにすること。</li> <li>・働く意欲がないとみなされる人の中に、悪い就業環境によって、「働く意欲」を奪われてしまった人や、不採用が続いて「ひきこもり」になってしまった人などの事例があることを認識して、そうした人々に対応する政策も行うこと。</li> <li>・就労に困難を抱える方を雇用する中小企業に対して実効性のある支援策が必要である。</li> <li>・ソーシャル・インクルージョンを基盤とした就労支援は大変重要であるが、実効性のある施策をどう実行していくかが課題となる。</li> <li>・支援として、当事者の都民だけでなく、事業者への支援を取り入れている点が素晴らしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「条例の基本的な考え方」において、「能力開発の機会の提供」「ソーシャル・インクルージョンの考え方に立った就労支援」「事業者への支援」等について、その基本的な部分をお示しております。具体的な施策の検討にあたっては、御意見を参考とさせていただきます。</li> </ul>

# 都民の就労を応援する条例(仮称)の基本的な考え方についてのパブリックコメント結果(2/2)

主な意見(要旨)	都の考え方
<p><b>【ソーシャルファームに関するもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーシャルファームの概念規定の設定と事業認定(指定)の手続きを明確化してほしい。</li> <li>・理念は素晴らしいが、ソーシャルファームの経営の継続は困難ではないか。</li> <li>・ソーシャルファームは、SDGsの実践そのものであり、経済と福祉の課題を統合的に解決する効果的な施策である。</li> <li>・ソーシャルファームについて、事業者の意見を取り入れながら効果的な支援策を実施してほしい。</li> <li>・ソーシャルファームで雇用する方には、一般企業で通常の勤務ができない者、障害者、犯罪や非行をした人、刑務所出所者等を対象してほしい。</li> <li>・社会的企業・ソーシャルファームの創設推進には、都民が認知し、理解できるように、役割とその効果などの周知を行うこと。</li> <li>・増大する社会保障費を抑制しながら就労困難者の就労を支援でき、さらに、生産力として期待できることから期待している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーシャルファームの認証基準や支援策等については、条例制定後に策定する指針において、定めることとしており、指針の策定に向けた検討にあたり、御意見を参考とさせていただきます。</li> </ul>
<p><b>【計画や検証等に関するもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係行政機関などとの調整・連携を確保し、総合的に支援できる体制を整備することが必要である。</li> <li>・施策の検証体制の整備に十分な措置を講じるべきである。</li> <li>・計画の策定にあたっては、専門家や現場の方々の意見聴取が必要である。</li> <li>・非常に画期的であり、都が率先的に取り組むことで、全国的にも波及することを期待する。</li> <li>・条例の制定により、東京都の先進的な取組が広がり、国全体の施策がより良いものになる。</li> <li>・国全体に就労に困難を抱える人たちへの支援が広がるよう、国に取組を求めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「条例の基本的な考え方」において、「関係行政機関との連携」「施策の検証体制の整備」「計画の策定」等について、その基本的な部分をお示ししております。具体的な手法等の検討にあたっては、御意見を参考とさせていただきます。</li> </ul>

※各御意見については要約し、また、同様の趣旨と考えられるご意見については、まとめて掲載しております。